

## (仮称) ヨークタウン登米中田の届出概要

- 1 届 出 者 株式会社ヨークベニマル登米中田  
 2 届 出 年 月 日 平成26年12月26日  
 3 施 設 名 称 (仮称) ヨークタウン登米中田  
 4 施設建設予定地 登米市中田町石森字駒牽389-1外  
 5 床面積及び店舗面積

	床面積	うち店舗面積
ヨークベニマル棟(店舗)	2,995 m <sup>2</sup>	2,080 m <sup>2</sup>
ホームセンター棟(店舗)	5,540 m <sup>2</sup>	5,088 m <sup>2</sup>
物販店舗	990 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>
サービス棟A	240 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
サービス棟B	225 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
合 計	9,990 m <sup>2</sup>	8,068 m <sup>2</sup>

- 6 用 途 地 域 無指定  
 7 営業を開始しようとする日 平成28年1月15日  
 8 集 客 予 定 区 域 新設予定地を中心とした半径3kmの範囲  
 9 利 用 見 込 み 人 数 一日あたり約7,665人  
 10 事 務 手 続 き 等  
   ・公 告 年 月 日 平成27年1月14日  
   ・縦 覧 期 間 平成27年1月14日～平成27年5月14日  
   ・地 元 説 明 会 平成27年2月26日  
   ・市町村等からの意見書提出期限 平成27年5月14日(公告の日から4か月)  
   ・県の意見の通知期限 平成27年6月26日(届出の日から6か月)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	平成27年2月26日 午後2時から3時まで
開催場所	石森ふれあいセンター
出席人数	72人

質問事項	回答内容
雇用について教えて欲しい	施設全体で150～200名の従業員が必要です。できるだけ地元雇用を進めていきたいと思います。
既存の佐沼店は今後どうするのか	既存の佐沼店は、今後も今まで通り営業していく予定です。
集客予定神通が7,000～8,000人／日とあるが、実際はどれくらいなのか	大店立地法指針式によると、7,665人／日と算出されます。実際の来客予想はヨークベニマルだけで2,500～3,000人／日ですので、施設全体では7,000～8,000人／日程度になると思います。
計画地の地盤に問題はないのか	ボーリング調査の結果を確認しながら、問題ないように設計・施工を進めます。
安全対策のため、出入口に交通誘導員を常時配置して欲しい	新規開店時・繁忙期には交通誘導員の配置を考えていますが、その他の時期については、来客状況や安全性を把握しながら必要に応じて対応したいと思います。
店舗南西側交差点が混雑することが多いので、交通渋滞対策について配慮して欲しい	交通対策については、今後の大店立地法の手続きの中で検討する予定です。
営業時間について教えて欲しい	ヨークベニマルの営業時間は9：30～22：00というのが一般的ですが、地域の状況に合わせて今後設定することになります。
着工後に地元住民への説明の予定はあるのか	工事の関係で、地元住民の方には必要に応じて説明することになります。
車道と歩道の段差をなくして、高齢者等が利用しやすいようにしてほしい	バリアフリーに配慮した施設づくりを進めていきたいと思います。

### 立地市町村の意見

意見の概要	設置者の考え方
なし	なし

様式第2号（第9条関係）

特定大規模集客施設新設届出書

平成26年12月26日

宮城県知事 殿

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 大高 善興

下記のとおり特定大規模集客施設を新設するので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 特定大規模集客施設の名称

（仮称）ヨークタウン登米中田

2. 特定大規模集客施設を設置する者

氏名又は名称	株式会社ヨークベニマル
住 所	福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表者氏名	代表取締役 大高 善興

3. 新設の区分

新築・改築・増築・用途の変更

4. 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地及びその敷地面積等

所在地	登米市中田町石森字駒塙389-1外
敷地面積	33,469m <sup>2</sup>
用途地域	無指定

5. 特定大規模集客施設の用途並びに用途に供する部分の床面積及び店舗面積

用途	床面積	
	うち店舗面積	
物販店舗(YB棟)	2,995m <sup>2</sup>	2,080m <sup>2</sup>
物販店舗(HC棟)	5,540m <sup>2</sup>	5,088m <sup>2</sup>
物販店舗(テナント棟)	990m <sup>2</sup>	900m <sup>2</sup>
非物販店舗(サービス棟A)	240m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>
非物販店舗(サービス棟B)	225m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>
合計	9,990m <sup>2</sup>	8,068m <sup>2</sup>

26.12.26

6. 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に着手しようとする日

平成27年6月27日

7. 営業を開始しようとする日

平成28年1月15日

8. 平均的な利用者数の見込み及び集客予定区域

利用見込人数	年・月・日当たり 約7,665人
集客予定区域 及び算出根拠	<p>【集客予定区域】 計画地を中心とした半径3km範囲内</p> <p>【算出根拠】</p> <p>本集客施設は、スーパーマーケット・ホームセンターを核とした複合商業施設であり、施設内にはその他、物販テナント及び非物販サービス棟を計画しています。食料品の他、日々の生活必需品を中心とした店舗であることから、来店者については近隣住民が対象となることを想定しています。</p> <p>計画地の南西側1～2kmの国道346号線沿いには、スーパーマーケット・ホームセンター・ドラッグストア・家電量販店・自動車用品店が集中して立地しているほか、3km以遠は佐沼の市街地となっており、生活必需品を取り扱う大型商業施設が多数立地していることから、このエリアからの集客は極少数であると想定されます。</p> <p>一方、佐沼方面以外のエリアにおいては大型商業施設の立地は少なく、既存類似店舗の状況から考えて集客範囲は数km程度と考えられます。</p> <p>以上から、本集客施設の集客予定区域は、計画地を中心として半径3km範囲内が妥当として設定しました。</p> <p>利用見込み人数は、大規模小売店舗立地法における「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に記載の算出式により、下記の通り算出しました(物販店舗面積8,068m<sup>2</sup>)。</p> <p>■日来客数 =店舗面積×日来店数原単位 =8,068(千m<sup>2</sup>)×950(人/千m<sup>2</sup>) =7,665人</p>

## 9. 新設予定地を選定した理由

本集客施設は、佐沼市街地の北東側約3kmに位置しています。

佐沼市街地周辺には、スーパー・マーケット等が多数立地しており、生活必需品を買い揃えるには非常に便利なエリアとなっています。

一方、計画地周辺は平成17年の市町村合併前の旧中田町エリア内に位置し、世帯数が比較的多いにもかかわらず、大型複合店舗の立地がなく商業施設が分散している状況です。

日々の生活必需品を中心とした品揃えの大型複合店舗の出店により、近隣の方々が生活エリアのより近くで便利にお買い物頂けるようにとの思いで、この地を出店適地として選定しました。

また、中田地域で盛んになっている複合経営農業における農産物の多角的な販売ルートを確立することで、地域農産物を原料とした農産物加工の推進や特産物としての商品化などを促し、地域の農産物の販売拡大に努めて参ります。

さらに、地域農業者と多様な専門業者が連携した取り組みを行うことで、地域農業者の就業の拡大を図りながら、一層の農地流動化と複合経営の定着化を推進していきます。

このような取り組みを実現するため、本集客施設内では専門店と連携した農産物直売コーナーを設置し、周辺住民の皆様の健康や利便性の向上、地域振興に貢献していかなければと考えています。

毎日の買い物はもちろんのこと、東日本大震災のような災害時には大型商業施設は大きな役割を担うこととなります。地域住民の皆様の安心・安全にも大いに貢献できるよう、地域と一緒に感のある施設づくりを進めて行きたいと考えています。

## 【添付資料】

### 特定大規模集客施設新設届出に係る添付書面

#### 1. 土地利用関係計画との適合関係

##### (1) 届出の内容と基本方針との適合

特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本方針	<p>(適合についての見解) 「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本方針」における、「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由) 計画敷地は、用途地域が無指定であり、「立地誘導地域」に含まれません。しかしながら、以下の点において「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」に適合すると考えます。</p> <p>①集約型のまちづくり 計画地である中田地域(旧中田町)の購買動向をみると、主に迫地域(旧迫町域)への購買流出が多く、地元購買率が低い状況となっています。 計画店舗は、食料品の他、日々の生活必需品を中心とした品揃えの店舗であり、日々の買物における迫地域への購買流出を抑えて地元購買率の上昇を促します。 また、地場農産物直売コーナーを設置し、魅力ある地場産品の販売を通して、周辺住民の健康や利便性の向上・地域農業振興を推進するとともに、さらなる地元購買率上昇を促し、中田地域における集約型のまちづくりに寄与できるものと考えています。</p> <p>②社会资本の有効利用 社会インフラは整備されており、新たな社会资本整備は必要ありません。</p> <p>③歩いて暮らせるまちづくり 計画地周辺における公共交通機関は路線バス(登米市市民バス)のみであることから、徒歩・自転車・車両による来店が予想されます。 徒歩・自転車での来店が可能な周囲1km範囲内には、住居が集積している加賀野地区(計画地南西側)があり、歩いて暮らせるまちづくりに寄与できるものと考えています。</p> <p>④だれもが移動しやすい交通サービス 徒歩・自転車・車両以外の来店手段を選択できるように、施設内にタクシー乗降場を設ける等、地域の実情にあった最適なサービスの提供を考えています。</p> <p>お年寄り・車椅子利用の方・目や耳の不自由な方等ができるだけ快適に来店できるような施設づくりを進めます。</p> <p>⑤個性と活力のあるまちづくり 地域行事・観光振興のパンフレット等の配架やポスター掲示等を通して、地域の魅力を発信できるような施設づくりを進めます。 地域貢献活動に積極的に取り組むことで、当該施設が地域住民の</p>
----------------------------------	--

賑わいの拠点となり、賑わい創出に貢献できるものと考えています。

⑥住民参加・協働のまちづくり

地域の祭りや各種行事への参加・協力を通して、地域の活性化に貢献し、地域の社会的機能の増進を図っていきたいと考えています。

⑦環境にやさしいまちづくり

省エネ法、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法等、法令にしたがい、環境にやさしい店舗運営を行います。

その他、マイバッグ運動、容器包装の排出抑制、店頭での資源物回収ボックス設置、廃棄物減量化、ペーパーレス運動等により、開発による環境負荷を可能な限り低減できるような取り組みを行います。

施設周辺の生活環境への影響低減のため、騒音対策・交通渋滞対策についても積極的に進めています。

以上より、「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本方針」における、「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」に適合していると考えます。

(2) 届出の内容と県の土地利用関係計画との適合

①国土利用計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>「宮城県国土利用計画(第5次)」に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>「宮城県国土利用計画(第5次)」において、当該計画地は県土の利用に関する基本構想【3(2)】での地域類型では「都市」に分類されます。</p> <p>「都市」では、「新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林等の自然的土地区画からの転換については慎重な配慮の下で計画的に行うこととする」としています。</p> <p>また、「住宅地、商業地の適切な配置、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置等により、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る」としています。</p> <p>当該集客施設は、住宅地から徒歩及び自転車で来店できる範囲内への新設であり、日々の買物における遠地域への購買流出を抑えて地元購買率の上昇を促し、将来的には中田地域における住宅地、商業地の適切な配置に寄与できる計画となっています。</p> <p>以上より、「宮城県国土利用計画(第5次)」に適合していると考えます。</p>
②都市計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(登米都市計画区域マスタープラン)」に対し、土地利用の観点より適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(登米都市計画区域マスタープラン)」において、地域の特性を活かした生活の拠点の形成【1(2)②1)i】に「(遠地域以外の)各地域には、地域の生活や都市活動の中心となる地域拠点を形成する」とあります。</p> <p>また、計画地は、都市の将来構造【1(2)③】において、「田園・居住共生ゾーン」に分類され、「無秩序な市街化の抑制を図る一方で、地域の生活、居住及び産業活動に必要な土地利用については、需要等を考慮しながら計画的に土地利用を誘導していく」とあります。</p> <p>当該集客施設は、住宅地から徒歩及び自転車で来店できる範囲内への新設であり、日々の買物における遠地域への購買流出を抑えて地元購買率の上昇を促し、将来的には中田地域における「地域の生活、居住及び産業活動に必要な」まちづくりに寄与できる計画となっています。</p> <p>以上より、「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(登米都市計画区域マスタープラン)」に対し、土地利用の観点より適合していると考えます。</p>

③ 農業振興地域整備計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>宮城県においては、「農業振興地域整備計画」は策定されていませんが、「農業振興地域の整備に関する法律に基づいた農用地等の確保等に関する基本方針」を定めています。基本方針を受けて市町村で「農業振興地域整備計画」を策定していることから、ここでは記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>
④ 地域森林計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>計画地には、「宮城北部地域森林計画書(宮城北部森林計画区)」の対象となる森林がないことから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>

(3) 届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合

① 総合計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>「登米市総合計画」に示す、土地利用の基本方針に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>「登米市総合計画」において、まちづくりの基本理念【第1章】として「市民との協働による登米市の持続的な発展」をあげています。それを実現するためのキーワードとして、「安全・安心」「産業・定住」「環境・健康」をあげています。</p> <p>当該集客施設では、安全・安心な商品の提供により市民の健康づくりのお手伝いをするとともに、地元雇用の確保による定住促進等に寄与し、登米市の持続的な発展に十分貢献できるものと考えています。</p> <p>また、農産物直売コーナーの設置等、地場農産物等の多角的な販売ルートを提供することで、地場農産物加工の推進や特産物としての商品化等、新たな産業創出を促します。</p> <p>土地利用の方向性【4(2)】においては、計画地は「市街地・集落」に該当します。計画地に近接した「中田町加賀野」については、「本市の中心市街地と位置づける」としており、当該集客施設の新設により、中心市街地における生活利便性の向上に貢献できると考えています。</p> <p>以上より、「登米市総合計画」に示す、土地利用の基本方針に適合していると考えます。</p>
② 国土利用計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>「登米市国土利用計画」に示す、土地利用の基本方針に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>「登米市国土利用計画」において、宅地の土地利用の基本方向【1(5)⑥】について、「住宅地については、生活関連施設と一体的な整備を進めながら、必要な用地の確保を図ります」とあります。</p> <p>当該集客施設は、現況は農地ではあるものの、周辺住宅地との距離が比較的近く、徒歩・自転車圏内であること及び、住宅地における利便性向上と生活のしやすさの向上に十分貢献できるものと考えています。</p> <p>以上より、「登米市国土利用計画」に示す、土地利用の基本方針に適合していると考えます。</p>
③ 都市計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>「登米市都市計画マスタープラン」に示す、土地利用の基本方針に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>「登米市都市計画マスタープラン」において、登米市の将来都市構造の基本的な考え方のなかで、商業・業務・工業等の都市機能の効率的な配置について、「迫都市計画区域の用途地域内においては、本市の経済を支える商業・業務系や工業・流通系などの都市機能を適切に配置し、計画的な土地利用を誘導します。さらに隣接する南</p>

	<p>方地域や中田地域への土地利用の状況や連続性等を配慮し、適切に都市機能の配置を誘導します」とあります。</p> <p>一方、中田地域の土地利用の現況と課題については、「加賀野地区では土地区画整理事業により、良好な市街地が形成されており、良質な居住環境を保全していく必要がある」【5-2-4(1)①】とあります。</p> <p>また、中田地域の整備・保全の方針においては、「国道346号の沿道地区(追地地域隣接地～中田総合支所周辺地区)は、幹線道路の沿道条件を活かした土地利用の誘導を図ります」【5-2-4(3)①】、「加賀野地区の住宅地は、既存の住環境の維持を図ります」【5-2-4(3)①】とあります。</p> <p>中田地域の地域づくり方針図【5-2-4(4)】においては、計画地が「商業業務ゾーン」として位置づけられています。</p> <p>当該集客施設は、国道346号沿道の「商業業務ゾーン」に位置する他、既存の住宅地である加賀野地区から徒歩圏内に位置し、食料品等日々の生活必需品を中心とした店舗であることから、将来的に定住に適した住宅地形成に十分貢献できるものと考えています。</p> <p>以上より、「登米市都市計画マスタープラン」に示す、土地利用の基本方針に適合していると考えます。</p>
④ 中心市街地活性化基本計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>登米市においては「中心市街地活性化基本計画」が策定されていないことから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>
⑤ 農業振興地域整備計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>「登米農業振興地域整備計画」に適合しています。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>計画地は、以前は農業振興地域でしたが、「登米農業振興地域整備計画」に従って農業振興地域整備計画変更(農振除外)手続きを行い、現在は農業振興地域から除外されています。</p> <p>以上より、「登米農業振興地域整備計画」に適合していると考えます。</p>
⑥ 森林整備計画	<p>(適合についての見解)</p> <p>計画地には、「登米森林整備計画」の対象となる森林がないことから記載を省略します。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>—</p>

(4) 届出に係る特定大規模集客施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響

集客予定区域の所在する市町村	当該施設の集客範囲は登米市内のみ(立地市町村のみ)と想定していることから、近隣市町村に対する影響の検討は省略します。
----------------	--

## 2. 公共交通機関の状況及び交通手段の状況

(周辺の交通機関の状況)

○路線バス 登米市市民バス 最寄のバス停留所「駒幸」

■東和線 バス停留所「駒幸」【集客施設までの徒歩での時間 0 分(0 m)】

上り(若草園→ミヤコーバス佐沼営業所)

平日／7:46～17:16 1日 2本

休日／7:46～17:16 1日 4本

下り(ミヤコーバス佐沼営業所→若草園)

平日／8:40～19:22 1日 3本

休日／8:40～19:22 1日 5本

■津山線 バス停留所「駒幸」【集客施設までの徒歩での時間 1 分(約 110m)】

上り(竹の沢→ミヤコーバス佐沼営業所)

平日／7:12～18:30 1日 5本

休日／7:12～18:30 1日 3本

下り(ミヤコーバス佐沼営業所→竹の沢)

平日／7:55～18:08 1日 5本

休日／7:55～18:08 1日 3本

■循環線 バス停留所「駒幸」【集客施設までの徒歩での時間 0 分(0 m)】

浅水経由佐沼(登米三日町→ミヤコーバス佐沼営業所)※1便のみ米山総合支所発

平日／8:00～19:36 1日 3本

休日／8:00～19:36 1日 6本

浅水経由登米(ミヤコーバス佐沼営業所→登米三日町)※1便のみ米山総合支所発

平日／7:40～19:15 1日 3本

休日／7:40～19:15 1日 6本

(特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況)

J R 東北本線「石越駅」 自動車で約 17 分(距離約 11 km)

J R 東北本線「新田駅」 自動車で約 17 分(距離約 11 km)

J R 東北本線「梅ヶ沢駅」 自動車で約 23 分(距離約 15 km)

J R 東北本線「瀬峰駅」 自動車で約 24 分(距離約 16 km)

### 3. 地域貢献活動の計画の概要

#### (1) 地域貢献活動の基本的な考え方

私たち企業は、企業を取り巻く人々、地域社会、国家、世界など様々な関わりの中で互いに手をとりあい、共に生きることによって、健全な発展を続けることが可能であると考えています。その意味で、企業は私たち個人と同様に社会の「よき市民の人」でなければなりません。そして「よき市民」であるために、良い商品やサービスを提供するだけでなく、公共の利益を図り、社会的な役割と責任を果たすために努力いたします。

#### (2) 地域貢献活動の概要

活動項目	活動内容	備考
1. まちづくりの取組への協力	<p>① 地域イベント等各種行事への参加・協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 地域の祭りや各種行事への参加・協力</li></ul> <p>② 景観形成・街並みづくりへの協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 屋外広告物条例等の関係法令及びその趣旨に準拠</li><li>■ 地域の景観に配慮した建物・屋外広告物のデザイン・配色の選定</li></ul>	
2. 地域経済活性化への推進	<p>① 地産地消への協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 地域の生産者と協力した、地場商品等の販売促進</li></ul> <p>② 観光振興への協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ パンフレット等の配架・ポスター掲示等の協力</li></ul> <p>③ 地域の安定雇用への協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ パート・アルバイトの地元雇用</li></ul>	
3. 子供、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮	<p>① 子供、若年者等の教育やキャリア形成への協力及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 小中学校の体験学習の受け入れ</li><li>■ 高等学校等のインターンシップの受け入れ</li></ul> <p>② ユニバーサルデザイン普及への協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 障害者・高齢者等の優先駐車スペースの整備</li><li>■ 敷地通路への点字ブロックの設置</li><li>■ バリアフリー対応の建築</li></ul>	
4. 防犯・防災への協力	<p>① 防犯活動への協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 機械警備システムの導入</li><li>■ 防犯カメラの設置</li><li>■ 警備員・従業員による巡視</li><li>■ 防犯ポスター等による犯罪防止啓蒙活動</li></ul> <p>② 災害発生時における物資等の供給</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 災害発生時における一時避難場所の提供(駐車場)</li><li>■ 行政等の要請による物資供給の実施</li></ul> <p>③ 救命救急への積極的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ AED設置及び従業員向けAED取扱講習会の開催</li></ul> <p>④ 防災訓練等への参加・協力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 従業員に対する防災・防火訓練の実施</li><li>■ 地域の防災訓練への参加</li></ul>	

5. 環境対策の推進	<p>① 3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■マイバッグ持参運動・エコ包装等による、廃棄物抑制対策の実施</li> <li>■納品時の「通い箱」導入によるダンボール使用量の削減</li> </ul> <p>② 省エネルギー対策の実施及び新エネルギー導入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■省エネルギー型照明(LED)の導入</li> <li>■省エネルギー型設備機器(空調等)の導入</li> <li>■空調温度の適切管理・設定</li> </ul> <p>③ 環境美化対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■店舗敷地内及び周辺における美化・清掃活動の実施</li> </ul>	
6. 交通対策の実施	<p>① 交通安全対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■交通整理員の適切な配置</li> <li>■地域の交通安全活動への協力</li> <li>■敷地内歩行者通路の確保</li> </ul>	

#### 4. 特定大規模集客施設の概要

棟 数	5棟
階 数	Y B 棟………鉄骨造1階建 H C 棟………鉄骨造1階建 テナント棟………鉄骨造1階建 サービス棟A………鉄骨造1階建 サービス棟B………鉄骨造1階建
駐車場収容台数	460台
駐輪場収容台数	128台

#### 5. 法令等による土地利用の規制の状況

法令等による規制の状況	都市計画法：その他の都市計画区域 用途地域：指定なし 地区計画：指定なし
-------------	--

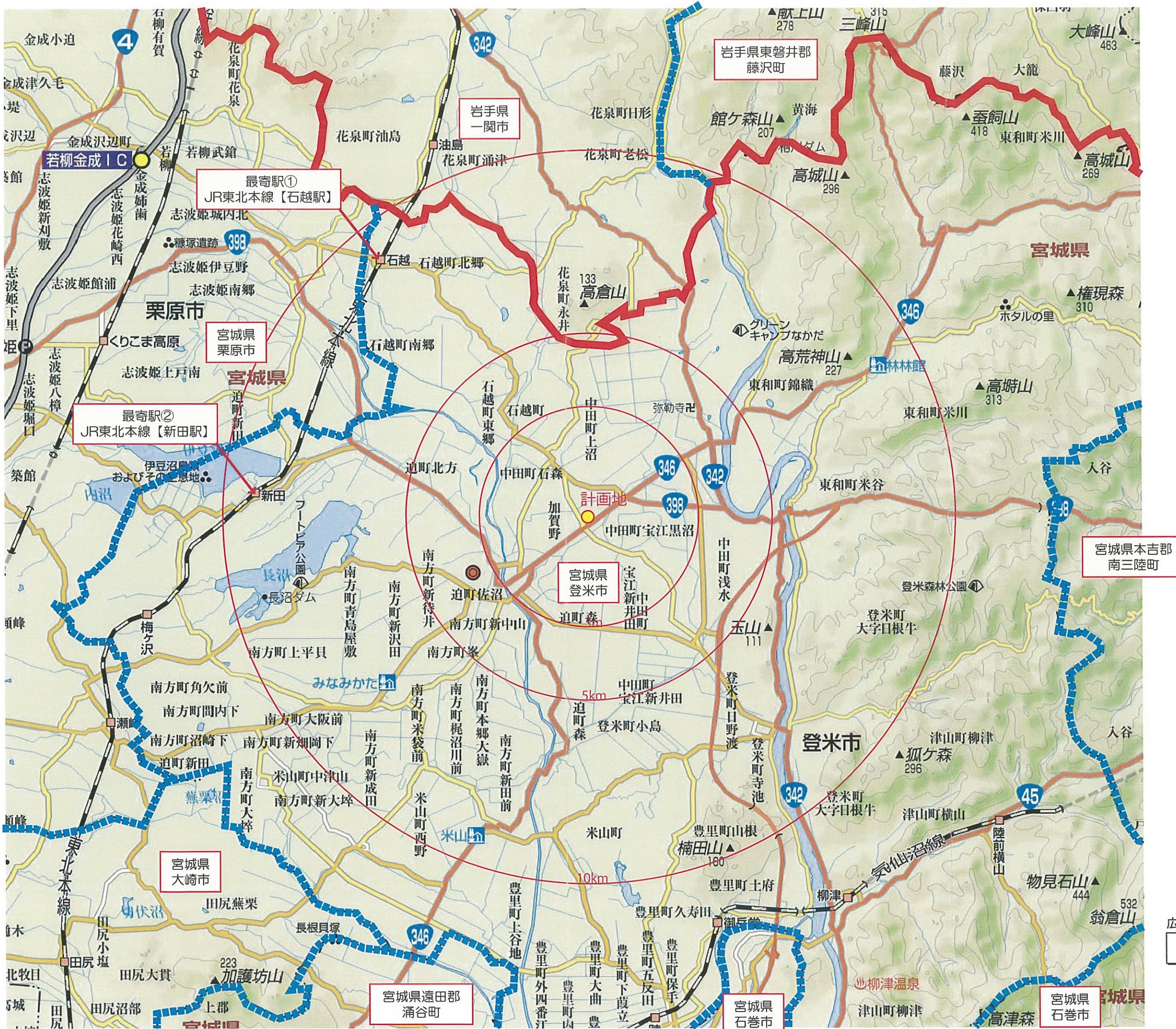
#### 6. 添付書類

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録原票の写し  
(23~30頁/登記事項証明書参照)
- (2) 新設予定地の周辺の市町村の位置を明らかにした地図  
(14~15頁/添付図1~2参照)
- (3) 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図  
(17頁/添付図4、22頁/添付図9参照)
- (4) 特定大規模集客施設の新設に係る敷地及び建築物の位置を明らかにした地図  
(18頁/添付図5参照)
- (5) 特定大規模集客施設の新設に係る建築物内における集客施設の用途に供する部分の配置及び床面積を明らかにした図面(19~21頁/添付図6~8参照)
- (6) 集客予定区域を明らかにした地図(16頁/添付図3参照)

7. 担当者連絡先

担当者連絡先	所 属	株式会社 I N A 新建築研究所
	担当者名	佐藤昌宏
	電話番号	0 2 2 - 2 9 2 - 3 6 5 6

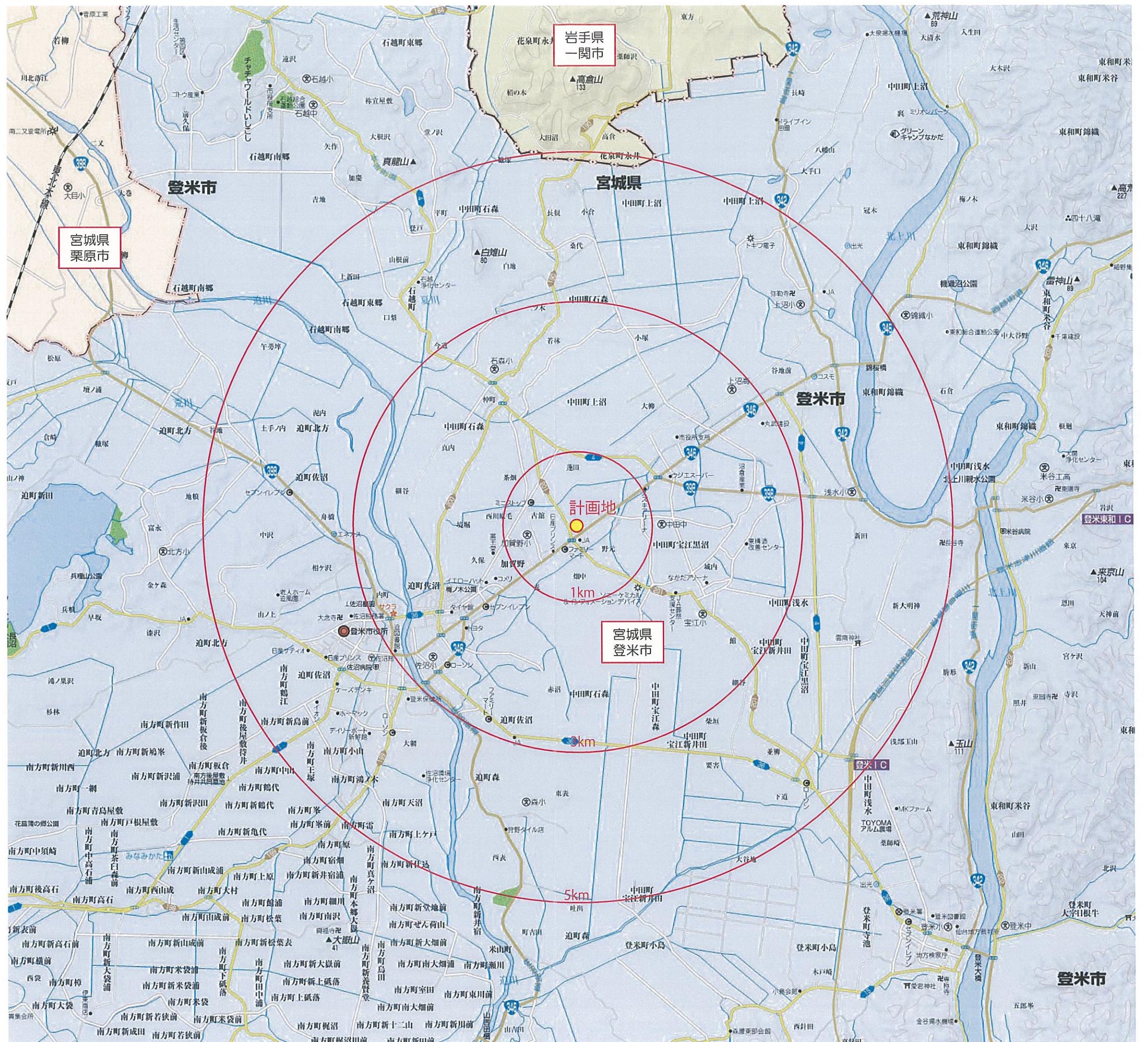




[1/100,000]

広域図 1  
添付図 1





[1/50,000]

広域図 2

添付図 2

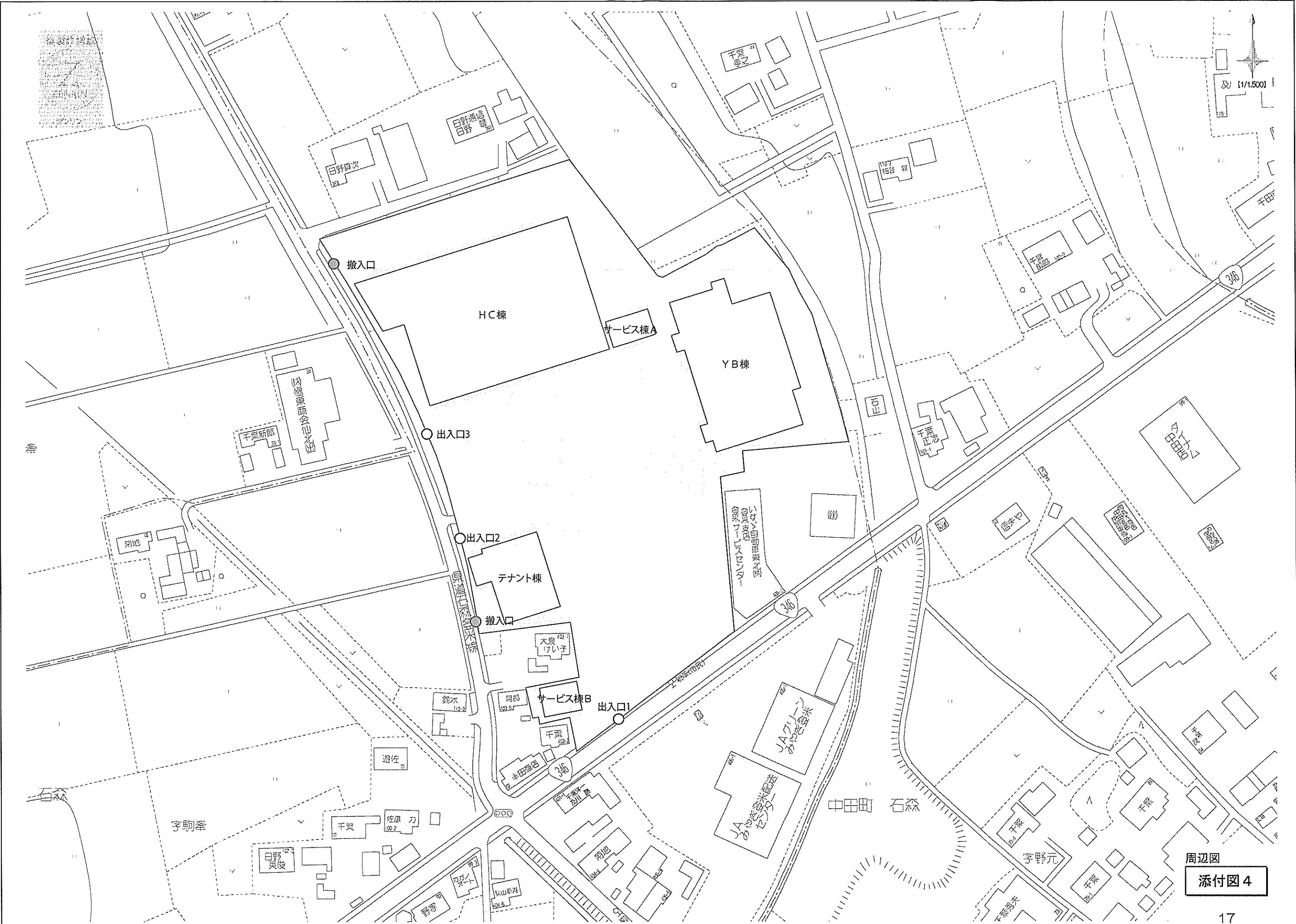


[1/25,000]



広域図3  
集客予定区域図  
添付図3











YB棟 求積表

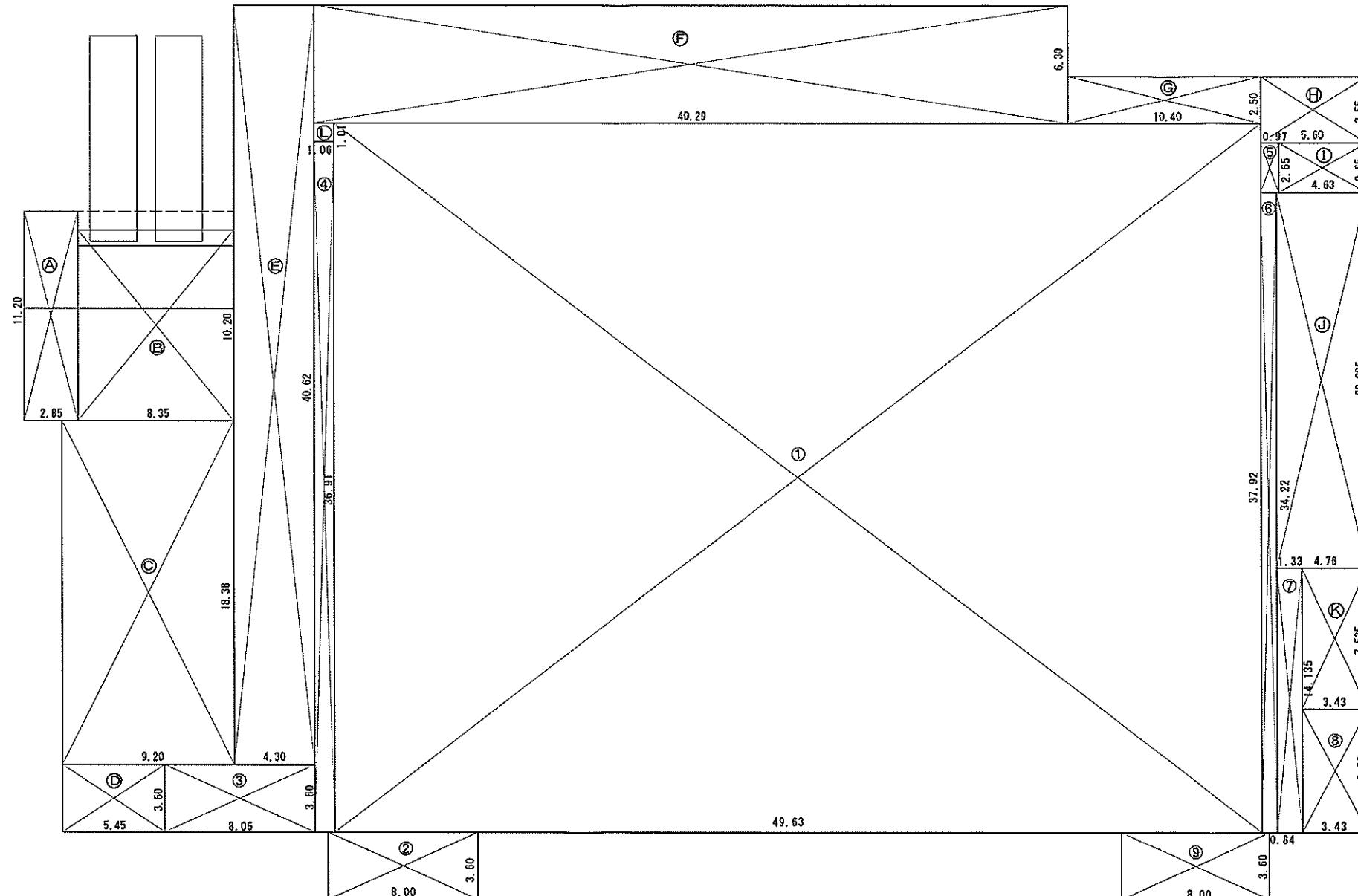
①	49.63 × 37.92 =	1,881.90960
②	8.00 × 3.60 =	28.80000
③	8.05 × 3.60 =	28.98000
④	1.06 × 36.91 =	39.12460
⑤	0.97 × 2.65 =	2.57050
⑥	0.84 × 34.22 =	28.74480
⑦	1.33 × 14.135 =	18.79955
⑧	3.43 × 6.60 =	22.63800
⑨	8.00 × 3.60 =	28.80000

売場面積 (①~⑨) 2,080.42705

Ⓐ	2.85 × 11.20 =	31.92000
Ⓑ	8.35 × 10.20 =	85.17000
Ⓒ	9.20 × 18.38 =	169.09600
Ⓓ	5.45 × 3.60 =	19.62000
Ⓔ	4.30 × 40.62 =	174.66600
Ⓕ	40.29 × 6.30 =	253.82700
Ⓖ	10.40 × 2.50 =	26.00000
Ⓗ	5.60 × 3.55 =	19.88000
Ⓘ	4.63 × 2.65 =	12.29500
Ⓛ	4.76 × 20.085 =	95.60460
Ⓚ	3.43 × 7.535 =	25.84505
Ⓛ	1.06 × 1.01 =	1.07060

その他面積 (Ⓐ ~ Ⓥ) 914.96875

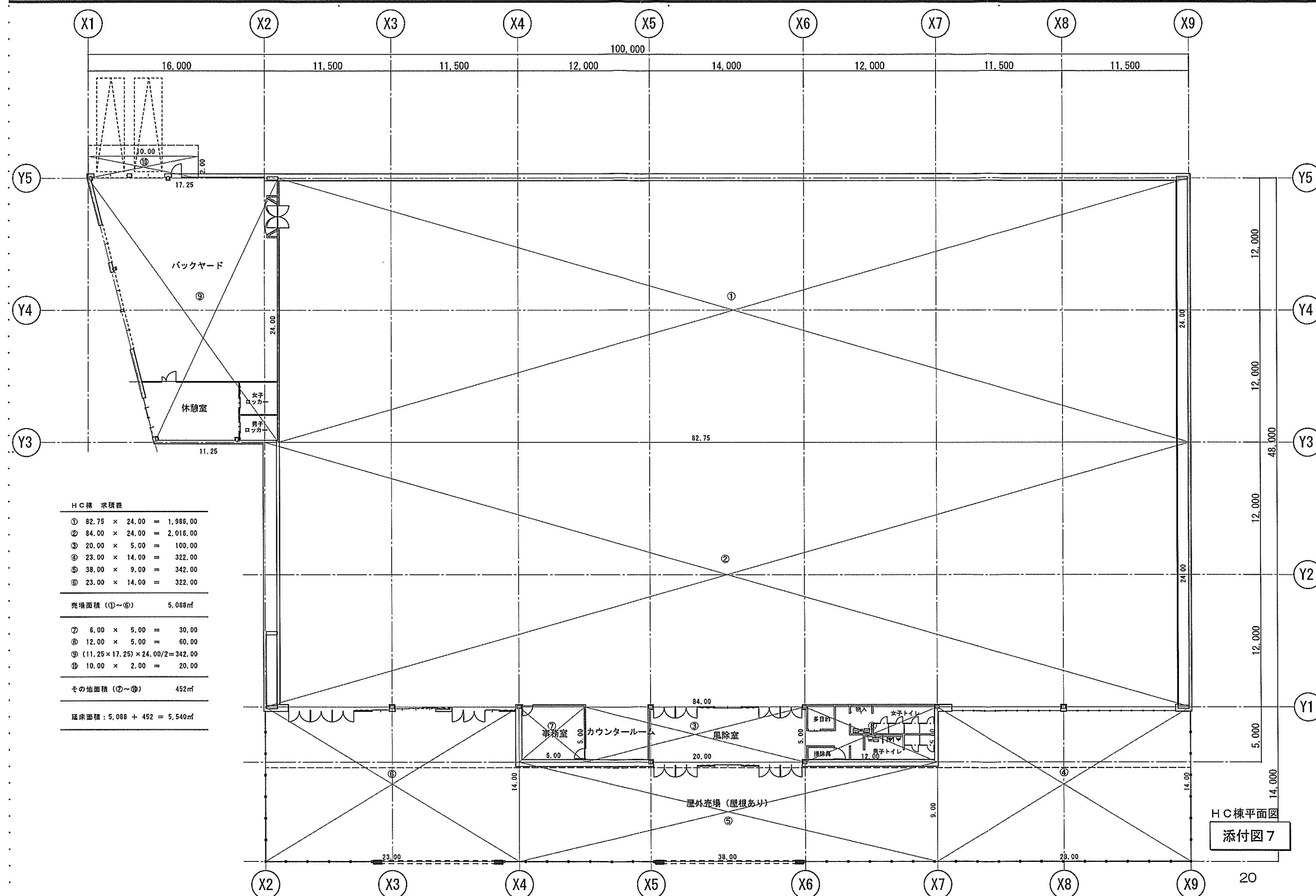
2,080.42705 + 914.96875 = 2,995.3958  
∴延床面積 : 2,995m<sup>2</sup>



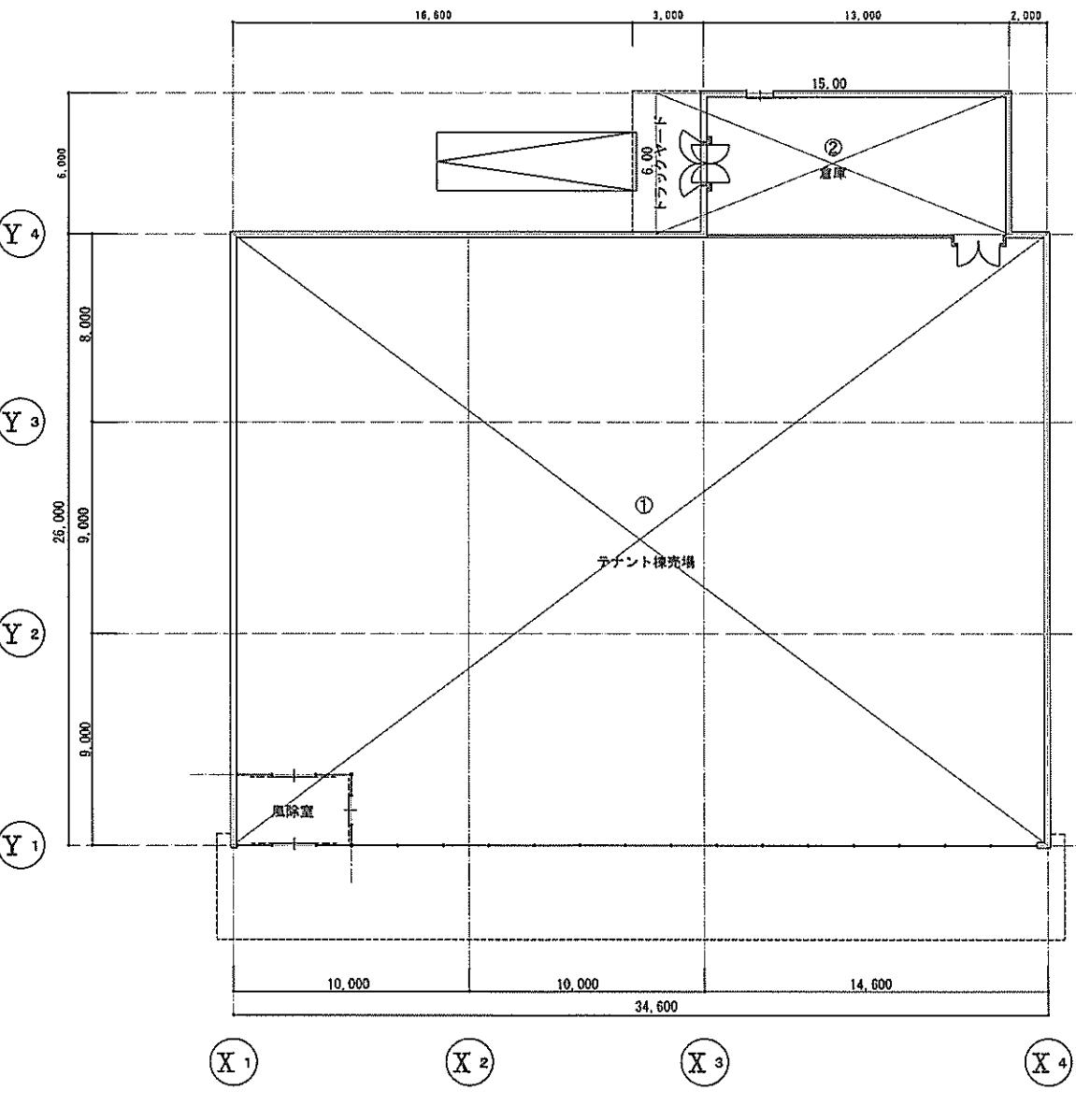
YB棟平面図

添付図6



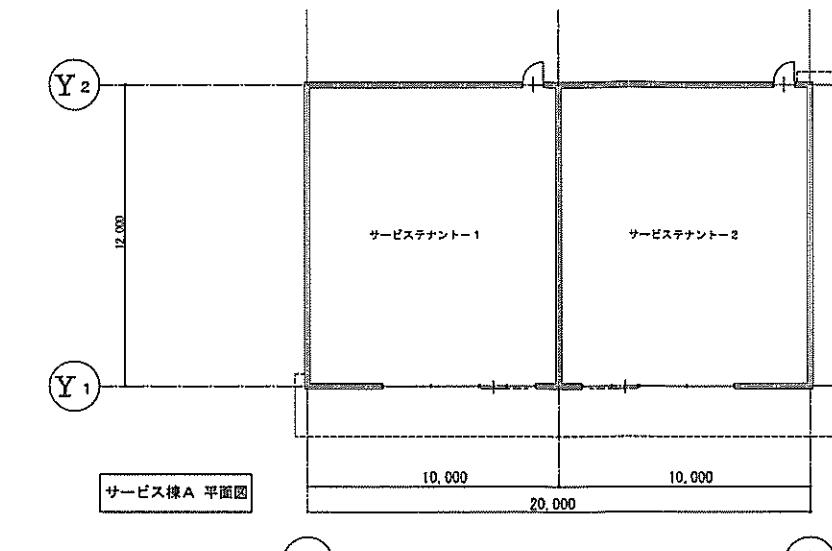




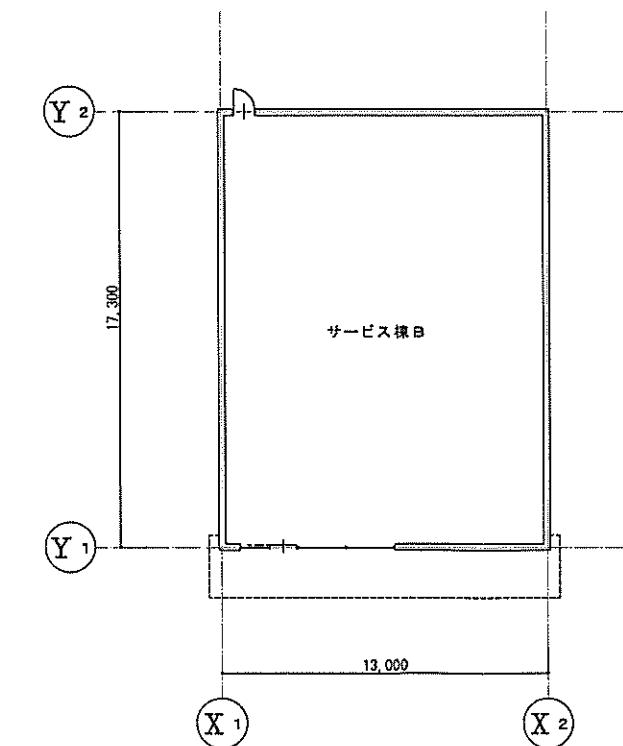


テナント棟 求積表  
売場面積① :  $34.60 \times 20.00 = 692.00 \rightarrow 690\text{m}^2$   
その他面積② :  $15.00 \times 6.00 = 90.00 \rightarrow 90\text{m}^2$   
延床面積 :  $690 + 90 = 780\text{m}^2$

テナント棟 平面図



サービス棟A 延床面積 :  $20.00 \times 12.00 = 240.00\text{m}^2$



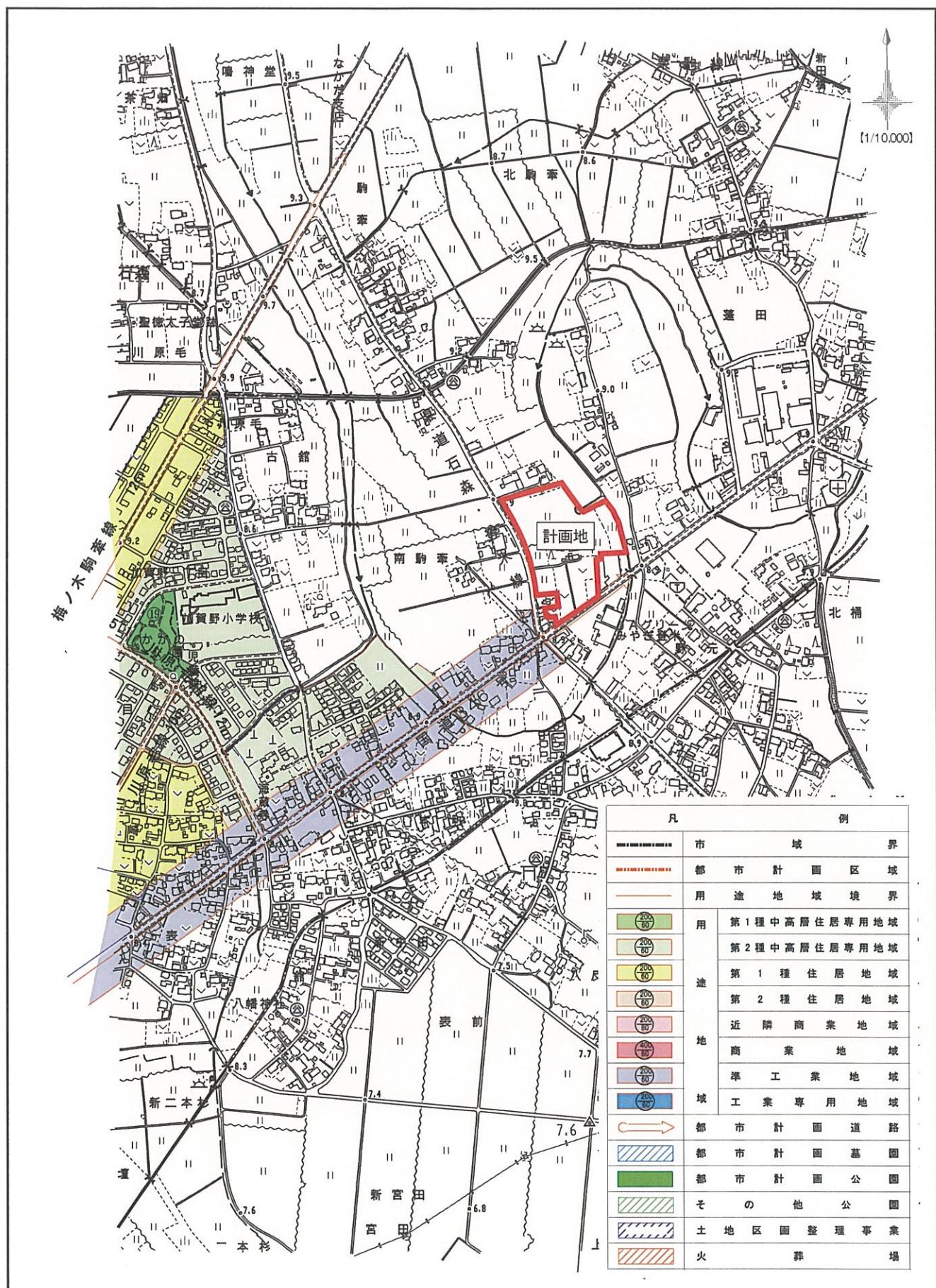
サービス棟B 平面図

サービス棟B 延床面積 :  $13.00 \times 17.30 = 224.90 \rightarrow 225\text{m}^2$

テナント棟  
サービスA・B棟  
平面図

添付図8





用途地域図

添付図9



# 履歴事項全部証明書

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
 株式会社ヨークベニマル  
 会社法人等番号 3800-01-006893

商 号	株式会社ヨークベニマル	
本 店	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	
公告をする方法	東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<p><a href="http://www.yorkbeni.co.jp/fina/kessan.html">http://www.yorkbeni.co.jp/fina/kessan.html</a></p>	平成15年 5月 5日設定 平成15年 5月 8日登記
会社成立の年月日	昭和22年6月12日	
目的	<p>1. 百貨小売業その他商業およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業、訪問販売業・通信販売業</p> <p>2. 酒類の販売業</p> <p>3. 塩、たばこの販売ならびに穀物類の加工および販売業</p> <p>4. 古物営業</p> <p>5. 医薬品、医療用具および化学工業薬品ならびに計量器の販売業</p> <p>6. 薬局および診療所の経営</p> <p>7. 飲食店業および興行場、遊技場、駐車場の経営</p> <p>8. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業</p> <p>9. 不動産の売買、賃貸借、仲介および鑑定業</p> <p>10. 各種企業の経営指導および業務受託</p> <p>11. 前各号に附帯する一切の事業</p>	
	平成22年 5月20日変更 平成22年 6月 3日登記	
	<p>1. 百貨小売業その他商業およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業、訪問販売業・通信販売業</p> <p>2. 酒類の販売業</p> <p>3. 塩、たばこの販売ならびに穀物類の加工および販売業</p> <p>4. 古物営業</p> <p>5. 医薬品、医療用具および化学工業薬品ならびに計量器の販売業</p> <p>6. 薬局および診療所の経営</p> <p>7. 飲食店業および興行場、遊技場、駐車場の経営</p> <p>8. 一般乗用旅客自動車運送業、貨物自動車運送業および旅行業ならびにこれらに関する斡旋業および自動車教習所の紹介</p> <p>9. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業</p> <p>10. 不動産の売買、賃貸借、仲介および鑑定業</p> <p>11. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証ならびにクレジットカード取扱業</p> <p>12. 各種企業の経営指導および業務受託</p> <p>13. 介護保険法に基づく居宅サービス業および介護予防サービス業、その他</p>	

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
会社法人等番号 3800-01-006893

	<p>介護を必要としている者への福祉用具の貸与および販売業 <u>1.4. クレジットの取扱に関する事務受託</u> <u>1.5. 電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理に関する事務受託</u> <u>1.6. 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>平成24年 5月17日変更 平成24年 6月 8日登記</p>	
	<p>1. 百貨小売業その他商業およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業 訪問販売業・通信販売業 2. 酒類の販売業 3. 塩、たばこの販売ならびに穀物類の加工および販売業 4. 古物営業 5. 医薬品、医療用具および化学工業薬品ならびに計量器の販売業 6. 薬局および診療所の経営 7. 飲食店業および興行場、遊技場、駐車場の経営 8. 一般乗用旅客自動車運送業、貨物自動車運送業および旅行業ならびにこれらに関する斡旋業および自動車教習所の紹介 9. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業 10. 不動産の売買、賃貸借、仲介および鑑定業 11. 各種委託取次業 12. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証ならびにクレジットカード取扱業 13. 各種企業の経営指導および業務受託 14. 介護保険法に基づく居宅サービス業および介護予防サービス業、その他介護を必要としている者への福祉用具の貸与および販売業 15. クレジットの取扱に関する事務受託 16. 電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理に関する事務受託 17. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理および販売、ならびに各種情報提供サービス 18. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>平成26年 5月15日変更 平成26年 5月28日登記</p>	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	1億株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5,063万4,535株	平成14年 9月 1日変更 平成14年 9月 2日登記
資本金の額	金99億2797万2039円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	
	平成19年 5月17日設定 平成19年 6月 1日登記	

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
会社法人等番号 3800-01-006893

役員に関する事項	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成22年 5月20日重任
	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成22年 6月 3日登記
取締役	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成23年 5月19日重任
	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成23年 5月31日登記
取締役	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成24年 5月17日重任
	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成24年 6月 8日登記
取締役	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成25年 5月16日重任
	取締役	<u>佐藤信武</u>	平成25年 5月28日登記
取締役	取締役	<u>大高善興</u>	平成22年 5月20日重任
	取締役	<u>大高善興</u>	平成22年 6月 3日登記
取締役	取締役	<u>大高善興</u>	平成23年 5月19日重任
	取締役	<u>大高善興</u>	平成23年 5月31日登記
取締役	取締役	<u>大高善興</u>	平成24年 5月17日重任
	取締役	<u>大高善興</u>	平成24年 6月 8日登記
取締役	取締役	<u>大高善興</u>	平成25年 5月16日重任
	取締役	<u>大高善興</u>	平成25年 5月28日登記
取締役	取締役	<u>大高善興</u>	平成26年 5月15日重任
	取締役	<u>大高善興</u>	平成26年 5月28日登記

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
会社法人等番号 3800-01-006893

取締役	<u>清野 真孝</u>	平成22年 5月20日重任
	<u>清野 真孝</u>	平成22年 6月 3日登記
	<u>清野 真孝</u>	平成23年 5月19日重任
	<u>清野 真孝</u>	平成23年 5月31日登記
	<u>清野 真孝</u>	平成24年 5月17日重任
取締役	<u>清野 真孝</u>	平成24年 6月 8日登記
	<u>清野 真孝</u>	平成25年 5月16日重任
	<u>清野 真孝</u>	平成25年 5月28日登記
	<u>清野 真孝</u>	平成26年 5月15日重任
	<u>清野 真孝</u>	平成26年 5月28日登記
取締役	<u>石崎 耕一</u>	平成22年 5月20日重任
	<u>石崎 耕一</u>	平成22年 6月 3日登記
	<u>石崎 耕一</u>	平成23年 5月19日重任
	<u>石崎 耕一</u>	平成23年 5月31日登記
	<u>石崎 耕一</u>	平成24年 5月17日退任
取締役	<u>真船 幸夫</u>	平成22年 5月20日重任
	<u>真船 幸夫</u>	平成22年 6月 3日登記
	<u>真船 幸夫</u>	平成23年 5月19日重任
	<u>真船 幸夫</u>	平成23年 5月31日登記
	<u>真船 幸夫</u>	平成24年 5月17日重任
取締役	<u>真船 幸夫</u>	平成24年 6月 8日登記
	<u>真船 幸夫</u>	平成25年 5月16日重任
	<u>真船 幸夫</u>	平成25年 5月28日登記
	<u>真船 幸夫</u>	平成26年 5月15日重任
	<u>真船 幸夫</u>	平成26年 5月28日登記

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークペニマル  
会社法人等番号 3800-01-006893

	<u>取締役</u>	<u>橋 本 孝</u>	平成22年 5月20日重任
			平成22年 6月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>橋 本 孝</u>	平成23年 5月19日重任
			平成23年 5月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>橋 本 孝</u>	平成24年 5月17日重任
			平成24年 6月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>橋 本 孝</u>	平成25年 5月16日重任
			平成25年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>橋 本 孝</u>	平成26年 5月15日重任
			平成26年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 檜 山 宣 幸</u>	平成24年 5月17日就任
			平成24年 6月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 檜 山 宣 幸</u>	平成25年 5月16日重任
			平成25年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 檜 山 宣 幸</u>	平成26年 5月15日重任
			平成26年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>芳 賀 英 文</u>	平成24年 5月17日就任
			平成24年 6月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>芳 賀 英 文</u>	平成25年 5月16日重任
			平成25年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>芳 賀 英 文</u>	平成26年 5月15日重任
			平成26年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐 藤 伸 一</u>	平成25年 5月16日就任
			平成25年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐 藤 伸 一</u>	平成26年 5月15日重任
			平成26年 5月28日登記

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークペニマル  
会社法人等番号 3800-01-006893

	福島県郡山市長者二丁目7番19号 <u>代表取締役 大高善興</u>	平成22年 5月20日重任 平成22年 6月 3日登記
	福島県郡山市長者二丁目7番19号 <u>代表取締役 大高善興</u>	平成23年 5月19日重任 平成23年 5月31日登記
	福島県郡山市長者二丁目7番19号 <u>代表取締役 大高善興</u>	平成24年 5月17日重任 平成24年 6月 8日登記
	福島県郡山市長者二丁目7番19号 <u>代表取締役 大高善興</u>	平成25年 5月16日重任 平成25年 5月28日登記
	福島県郡山市長者二丁目7番19号 <u>代表取締役 大高善興</u>	平成26年 5月15日重任 平成26年 5月28日登記
	東京都中野区新井二丁目49番17号 <u>代表取締役 佐藤信武</u>	平成22年 5月20日重任 平成22年 6月 3日登記
	東京都中野区新井二丁目49番17号 <u>代表取締役 佐藤信武</u>	平成23年 5月19日重任 平成23年 5月31日登記
	東京都中野区新井二丁目49番17号 <u>代表取締役 佐藤信武</u>	平成24年 5月17日重任 平成24年 6月 8日登記
	東京都中野区新井二丁目49番17号 <u>代表取締役 佐藤信武</u>	平成25年 5月16日重任 平成25年 5月28日登記
	東京都中野区新井二丁目49番17号 <u>代表取締役 佐藤信武</u>	平成26年 5月15日重任 平成26年 5月28日登記
	監査役 <u>近藤富男</u>	平成21年 5月20日重任 平成21年 6月 4日登記
	監査役 <u>近藤富男</u>	平成25年 5月16日重任 平成25年 5月28日登記

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
会社法人等番号 3800-01-006893

	監査役 <u>神田 郁夫</u>  (社外監査役)	平成19年 5月17日重任  平成19年 6月 1日登記
	監査役 <u>神田 郁夫</u>  (社外監査役)	平成23年 5月19日重任  平成23年 5月31日登記
	監査役 <u>野村秀雄</u>  (社外監査役)	平成24年 5月17日辞任  平成24年 6月 8日登記
	会計監査人 <u>あずさ監査法人</u>	平成22年 5月20日重任  平成22年 6月 3日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成22年 7月 1日あずさ監査法人の名称変更  平成22年 7月 6日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成23年 5月19日重任  平成23年 5月31日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成24年 5月17日重任  平成24年 6月 8日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成25年 5月16日重任  平成25年 5月28日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成26年 5月15日重任  平成26年 5月28日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	(1) 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (2) 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	平成18年 5月19日変更 平成18年 6月 2日登記

福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
会社法人等番号 3800-01-006893

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	(1) 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 (2) 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	平成18年 5月19日変更 平成18年 6月 2日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 6月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 5月30日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(福島地方法務局管轄)

平成26年11月18日  
福島地方法務局郡山支局  
登記官

白 岩 真

